

鳥羽天皇文治元年三月三日位一階を進め給ひ、平家追討の祈として勅使を立て給ふ、中世鎌倉幕府開設以來島下郡の總社と崇めらる、後柏原天皇大永七年二月事に因りて總社の號を止む、天正十二年八月領主中川清秀社殿を再建す、明治五年十一月郷社に列す、境内二千三百六十坪(官有地第一種)、社殿は本殿、拜殿其他供所、手洗所、燈明所等を備へ、古木蒼鬱として頗る舊社の觀を呈す。

境内神社

素戔嗚神社 六所神社 若宮八幡神社 稻生神社
天滿神社 石神社

例 祭 日 十月十六日

神饌幣帛料供進 明治四十年一月二十八日
指定年月日 告示第十六號

會計法適用 明治四十一年十月十六日
指定年月日 告示第四百九十三號

氏子戸數 百八十五戶
崇敬者員數

○大阪府攝津國三島郡茨木町大字茨木

郷社

茨木神社

祭神 素戔嗚尊

相殿 天兒屋根命 應神天皇

鎮座年月詳かならず、舊神官宇治家の口傳によれば、往古より天石門別神社と四座並び祀られたりといふ、

名所圖會の説に、當社はもと式内小社島下郡十三座の内なる天石門別神社なりしが、元龜、天正の頃、信長公四海掌握の對策によりて南蠻國より邪宗門を招き、大に近傍の神社佛閣を燒滅せりと雖も、天照大神、春日大神、八幡宮及牛頭天王の社は之を存置せり、されば延喜式の古き社名をかくして牛頭天王と稱して懇訴し、因て火災を免かれたり、故に後更に素戔嗚尊を祀りて牛頭天王と稱したりと、後陽成天皇元和八年九月十日社殿の修築あり、此時天石門別神社を別殿にうつし、素戔嗚尊を正殿に齋き祀りし由茨木隨筆享保二十一年三月神主宇治延貞考記に見えたり、此時より茨木大明神の號あり、今の境内社天石門別神社は是なり、中御門天皇享保五年二月正二位神祇權大副吉田家の筆にて正一位茨木大明神の額を寄進せらる、當村の産土神たり、明治五年郷社に列す、境内千四百七十五坪(官有地第一種)、社殿は本殿其他神樂所、社務所等の建物あり、社地南北に長く、西は茨木川堤を界とし、東は茨木の町に接す、老松多く近年又大に櫻樹を植ゑ風致をそへたり。

境内社天石門別神社は天石戸別命を祭り、天宇受賣命豊國神東照公を相殿とす、創建年代詳ならねど、延喜式所載天石門別神社は即當社なり、攝津志に「茨木村に在り、上中条下中条と共に祭事に預る」とありて、三村の産土神たりしなり、前記茨木隨筆に據るに、天正年間兵燹にかゝりて神官宇治家類焼し、社傳及び補正成以來領主代々の寄進狀焼失せしといふ、後荒木攝津守村重當國を領するや、天正五年中川清秀茨木城に居住して神領十三石を寄附し、境内に禁札を建つると共に崇敬頗る厚く、其後慶長五年片桐主膳正貞隆當地を除地とし、祝田を寄せて神樂料に當て崇重また替る事なし、元和八年茨木神社を本社として當村の氏神となすに及びて境内社となる、明治十二年五月更に官に請ひて郷社に列せり、本殿、神樂殿、神器所、社